

# 令和5年度 水俣市合併処理浄化槽設置整備事業補助金

水俣市上下水道局経営管理係 TEL：0966-61-1627

## ◆ 合併処理浄化槽とは・・・

トイレの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水をきれいな水にして放流するための設備で、設置すると家の周りの匂いや汚れが減り、生活環境がよくなります。

## ◆ 補助金の概要

水俣市では、公共下水道が整備されていない地域で、住宅に合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

さらに、し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、補助基本額に撤去及び宅内配管工事に要する費用が補助金として加算されます。

## ◆ 補助金を申請できる方

公共下水道が整備されていない地域で、住宅や公民館などに合併処理浄化槽を設置する方  
（住宅については、申請者本人が生活の本拠として居住する場合があります。）

※ ただし、公共事業に伴う移転補償又はこの補助金以外の補助金等を受けて合併処理浄化槽を設置する場合は、対象になりません。

## ◆ 補助金申請期間

令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）まで

※ ただし、予算がなくなり次第、締め切ります。

## ◆ 補助金額

浄化槽の種類	補助基本額（A）	単独処理浄化槽又はくみ取り便槽転換加算額【上限】	
		撤去（B）	宅内配管工事（C）
5人槽	332,000円	90,000円	300,000円
7人槽	414,000円		
10人槽	548,000円		

《備考》

※1 住宅の延床面積が130㎡以下の場合は**5人槽**、130㎡を超える場合は**7人槽**、二世帯住宅は**10人槽**を設置します。

（ただし、130㎡を超える場合でも要件を満たせば5人槽が設置可能です。）

※2 『補助金額』＝（A）＋（B）＋（C）

（ただし、設置に要した費用が上記の補助金額未満の場合は、その額が補助金額となります。）

※3 新築の場合や本補助金を受けて設置した合併処理浄化槽（原則、設置後12年以上経過したものに限る。）の撤去等に伴い新たに設置する場合は、**（A）の補助基本額のみ**となります。（B）・（C）の転換加算額はありませぬ。

- ◆ **単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換加算【(B)・(C)】の適用条件**
  - (B) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換にあたり、既設の**単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去**するとき。
  - (C) 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換にあたり、**浄化槽への流入管や柵の設置、放流管等の宅内配管工事**を行うとき。

#### ◆ **補助金交付申請書に必要な添付書類**

##### ～全補助対象者共通～

- ① 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ② 合併処理浄化槽設置に関する事業計画書
- ③ 設置場所の位置図
- ④ 建物の平面図
- ⑤ 合併処理浄化槽の配置配管図
- ⑥ 合併処理浄化槽の仕様書
- ⑦ 工事見積書の写し
- ⑧ 収支予算書
- ⑨ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に係る登録証の写し
- ⑩ 保証登録証
- ⑪ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑫ 浄化槽工事業者の浄化槽設備士免状の写し又は特別講習会修了書の写し
- ⑬ 設置場所に居住していることが確認できる世帯全員の住民票又は誓約書
- ⑭ 市税等の滞納がない証明書（申請者本人分）

##### ～必要に応じて提出～

- ⑮ 既製底板コンクリート（PC板）を使用する場合 ⇨ 必要書類（別添）
- ⑯ 単独処理浄化槽を撤去する場合 ⇨ 設置していることを証明する書類
- ⑰ 設置届受理後、10日経過していない場合 ⇨ 『維持管理通知書』の写し
- ⑱ 合併処理浄化槽の設置場所が駐車場となる場合 ⇨ 『評定書』の写し
- ⑲ 浄化槽を設置しようとする者と土地の所有者が異なる場合 ⇨ 『承諾書』
- ⑳ その他、市長が必要と認める書類

#### ◆ **実績報告書に必要な添付書類**

- ① 収支清算書
- ② 請求書の写し
- ③ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ④ 浄化槽法定検査依頼書の写し
- ⑤ 工事完成写真、工事前及び工事中の写真 ⇨ 『施工マニュアル』参照
- ⑥ 浄化槽施工チェックリスト
- ⑦ 完工図
- ⑧ 申請時において、世帯全員の住民票を添付できなかった場合は、**世帯全員の住民票**（ただし、新築物件等でやむを得ず年度末までに住民票を添付できない場合は、**誓約書**をもってこれに代えることができます。）

## ◆ 浄化槽の維持管理について

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、浄化槽法で定められた「法定検査（水質検査）」、「清掃」、「保守点検」を受ける必要があります。

### 法定検査（水質検査）

『7条検査』 ⇒ 浄化槽を使い始めて3カ月を経過してから5カ月以内に行う水質検査

『11条検査』 ⇒ 7条検査の後、毎年1回定期的に行う水質検査

〈お問い合わせ先〉

**（社）熊本県浄化槽協会**

TEL：096-284-3355

### 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取り、機械類の洗浄等を行う。

年1回以上の実施が義務付けられています。

〈お問い合わせ先〉

**水俣市環境課**

TEL：0966-61-1613

### 保守点検

合併処理浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整、修理、消毒剤の補充などを行う作業です。

4カ月に1回以上行うよう定められています。

〈お問い合わせ先〉

**水俣市環境課**

TEL：0966-61-1613

◆ 水俣市公共下水道排水設備指定工事店（水俣市内のみ） 行政区順

番号	指定工事店名	住所	電話番号
1	庄山設備	古城3丁目2番5号	62-0429
2	(資)前田鉄工所	陣内1丁目2番15号	63-2071
3	(有)緒方建設	牧ノ内7番1号	63-1309
4	(有)松本工務店	古城3丁目8番29号	63-4215
5	立尾電設(株)	古城1丁目8番15号	63-4336
6	(資)堤田建設	浜町3丁目9番10号	62-3461
7	(株)坂口組	洗切町14番1号	63-3266
8	坂田建設(株)	丸島町1丁目1番18号	63-2900
9	田上工業	梅戸町1丁目1番11号	63-1468
10	(資)梅男建設	旭町1丁目3番3号	62-3968
11	吉田硝子建創(株)	平町2丁目4番7号	63-0802
12	成木	大園町3丁目1番31号	63-7665
13	(株)三宅組	南福寺2番52号	63-2004
14	前田工業	南福寺4番21号	62-5864
15	(株)古里建設	湯出1947番地24	68-0567
16	藤井設備	湯出1425番地1	68-0027
17	水道設備屋 ひいちゃん	袋2899番地	63-0490
18	(同)紡工務店	袋594番地7	83-9052
19	中島建設(株)	月浦4番地の11	62-3009
20	(株)コーケン	月浦54番地156	62-0011
21	南部環境(株)	月浦367番地1	63-6144
22	(有)水俣空調サービス	浜松町5番13号	63-8755
23	(株)クキタ	浜松町5番33号	63-1155
24	(有)三友設備	浜松町5番13号	63-0760
25	(株)環境総合技術センター	古賀町2丁目12番7号	63-0110
26	徳南建設(株)	浜松町56番の1	63-3397
27	(同)えーる	汐見町1丁目4番33号	62-4316
28	上野建設(有)	百間町2丁目1番30号	62-3708
29	(有)日の出建材	百間町2丁目3番22号	63-4551
30	(有)岡崎建設	浦上町1番25号	63-4201
31	(有)開田建設	白浜町18番18号	63-3346
32	(有)村上電気水道設備	白浜町3番21号	63-2272
33	(株)岩井建設	越小場1077番地	69-0119